

○最低制限価格事務処理要領

(平成 16 年 3 月 26 日告示第 274 号)

改正 平成 18 年 12 月 1 日告示第 1207 号 平成 21 年 9 月 29 日告示第 906 号
平成 22 年 1 月 15 日告示第 49 号 平成 22 年 8 月 24 日告示第 829 号
平成 25 年 12 月 27 日告示第 1151 号 平成 26 年 7 月 8 日告示第 704 号
平成 27 年 12 月 25 日告示第 1127 号 平成 29 年 1 月 24 日告示第 41 号
令和元年 6 月 18 日告示第 107 号 令和 3 年 4 月 2 日告示第 327 号
令和 7 年 3 月 18 日告示第 193 号

最低制限価格事務処理要領を次のように定める。

最低制限価格事務処理要領

1 目的

この要領は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、県が行う一般競争入札又は指名競争入札において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設ける場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務

この要領の対象となる業務は、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による次の業務(臨時的業務及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 4 号イに規定する特定役務に該当する業務を除く。)とする。

なお、他の業務を含めて発注する場合は、その全体を対象とする。

- (1) 庁舎清掃業務
- (2) 人的警備業務
- (3) 設備機器運転監視業務
- (4) 電話交換業務
- (5) 消防用設備保守業務
- (6) 庁舎衛生管理業務
- (7) 浄化槽点検清掃業務
- (8) エレベータ保守業務
- (9) 自動ドア保守業務
- (10) 自家用電気工作物保守業務
- (11) 空調設備保守業務
- (12) ボイラー保守業務
- (13) その他庁舎管理業務
- (14) 樹木保護管理業務

3 最低制限価格

最低制限価格は、4の最低制限基準価格に1.0000から1.0250までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た金額(円未満切上げ)とする。

4 最低制限基準価格

最低制限基準価格は、予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た金額(円未満切上げ)とする。

5 落札者の決定

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者とする。

6 最低制限価格に満たない価格で申込みをした者の取扱い

最低制限価格に満たない価格で申込みをした者は失格とし、その契約の再度の入札には参加できない。

7 入札参加者への周知

入札の公告又は指名競争入札通知書において、最低制限価格は「有」と記載すること。

8 最低制限価格の表示

入札執行責任者は、予定価格を記載した書類に、最低制限価格等を併記するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領の対象となる業務（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）の規定により、令和元年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置が講じられる業務を除く。）であって、令和元年10月1日前に入札の公告又は指名競争入札通知を行うものに係る落札者を決定する場合において、当該業務のうち同日から業務を終了するまでの期間に係る部分における3の規定の適用については、3中「108分の100」とあるのは「110分の100」とする。

附 則(平成18年12月1日告示第1207号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年9月29日告示第906号)

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年1月15日告示第49号)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 24 日告示第 829 号)

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日告示第 1151 号)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の 4 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する業務に係る落札者を決定する場合の端数処理について適用する。
- 3 平成 26 年 4 月 1 日前に開始する業務に係る落札者を決定する場合の端数処理は、4 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める端数処理とする。
 - (1) 平成 26 年 4 月 1 日前に業務が終了する場合 改正前の 4 の端数処理
 - (2) 平成 26 年 4 月 1 日以後に業務が終了する場合 次のア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める端数処理
 - ア 業務のうち、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する部分 改正前の 4 の端数処理
 - イ 業務のうち、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する部分 改正後の 4 の端数処理

附 則(平成 26 年 7 月 8 日告示第 704 号)

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日告示第 1127 号)

この要領は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 24 日告示第 41 号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 18 日告示第 107 号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 2 日告示第 327 号)

この要領は、告示の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 3 月 18 日告示第 193 号)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。